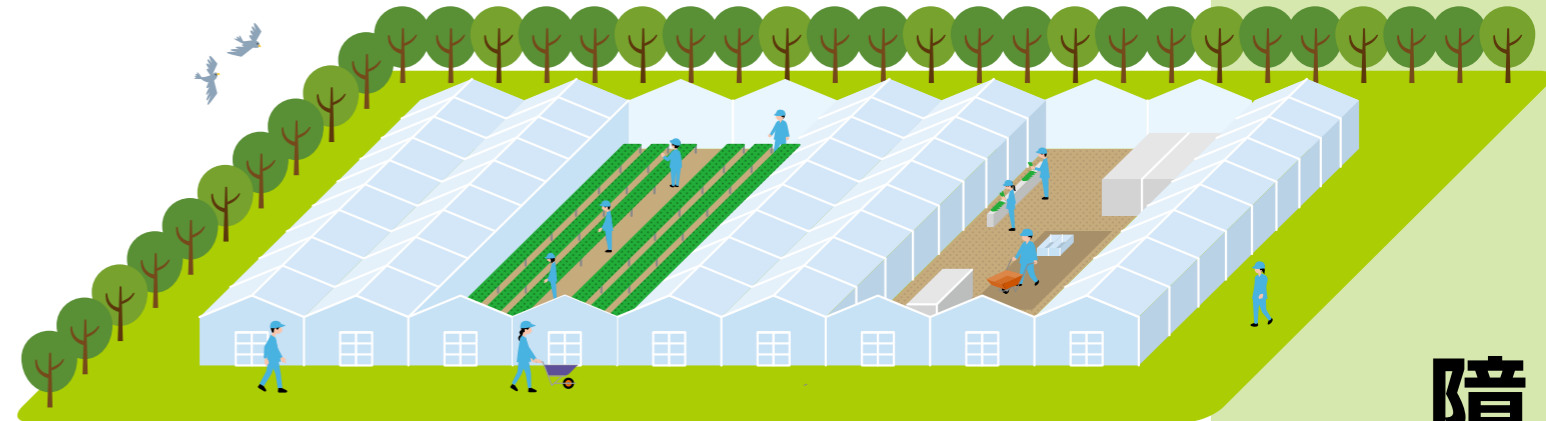




植物工場内の栽培システムのイメージ



植物工場内の育苗装置のイメージ



植物工場のイメージ図

# 障害のある方の経済的自立に向けて



## ソーシャルファームモデル事業

県と日本財団は、令和2年12月に「働く障害者支援のための連携協定」を締結し、障害のある方の就業機会の拡大や収入の向上に向けたさまざまな取り組みを行っています。

働く障害のある方のさらなる経済的自立に向け、今年度は、新たな連携プロジェクトとして「ソーシャルファームモデル事業」を実施しています。

### 障害のある方の就労の現状

障害のある方の就労には、福祉福祉サービス事業所で福祉サービスを受けながら働く「福祉的就労」と一般企業や自治体などに就職し、雇用契約を結んで働く「一般就労」があります。

福祉的就労の場となる施設には、福祉サービスの内容に応じて、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所があり(図1)、県内では、約8300人の利用者が、福祉サービスを受けながら働いています。

### ソーシャルファームとは?

ソーシャルファームとは、障害のある方やひきこもりを経験された方など、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受けながら、他の従業員と共に働く社会的企業のことです。一般企業と同様に、自律的な経営を行い、そこで働く方は、雇用契約に基づき、最低賃金が保障されます。

ソーシャルファームは、ヨーロッパを中心に広がっており、業種は、印刷業や情報サービス業、飲食店、農業などさまざまです。

### 全国初の就労モデル

今回実施するソーシャルファームモデル事業は、これまで就労継続支援B型事業所として運営してきた施設をソーシャルファームに転換し、B型事業所を利用してきた障害のある方々と雇用契約を結び、一般就労してもらうという全国初めての取り組みです。

このモデル事業では、県と日本財団の支援により美里町に植物工場を整備し、ホウレンソウを生産します。障害のある方々には、苗の定植や収穫などの作業に従事していただきます。

一般就労として県内で働く障害のある方は約6500人で、一般企業における障害者雇用率は2.21%と、着実に

図1 福祉的就労施設

	就労継続支援A型事業所	就労継続支援B型事業所	就労移行支援事業所
目的	障害福祉サービス事業所にて就労に向けた訓練を行う	障害のある方で、一般企業などでの就労が困難な方	一般企業などでの一般就労を目指す
対象者	障害のある方で、一般企業などでの就労が困難な方	障害のある方で、一般企業などへの就労を希望する方	障害のある方で、一般企業などへの就労を希望する方
サポート内容	就労の機会を提供しながら知識・能力の向上に向けた職業訓練の実施など	一般就労に向けたトレーニングや就職活動のサポート	一般就労に向けたトレーニングや就職活動のサポート
雇用契約	あり	なし	なし
賃金	給料が支払われる(最低賃金保障)	工賃が支払われる(平均月額約1万8千円)	原則なし
利用期間	期間の定めなし		原則2年以内

収穫されたホウレンソウは、日本財団が販路をサポートし、スーパーやコンビニなどで販売される予定です(図3)。

### 経済的自立に向けて

障害のある方が福祉的就労から一般就労へ移行する数は、年々増加しています。適性や能力に合った就労先を選択し、自らが持つ能力を十分に発揮しながら生きがいを持って働き続けるためには、きめ細やかな支援とともに、働く場の確保が一層重要となります。

今後、障害のある方が安心して働くことができる環境の一つとして、このソーシャルファームが県内に根付き、全国へ広がることにより、障害のある方の雇用の場の創出や、経済的自立につながることを期待されます。

県は、誰もがいきいきと活躍できる社会を目指し、障害のある方の経済的自立を促進する取り組みを進めていきます。

障害福祉課  
022(211)2541

に上昇しています(図2)。  
しかし、法定雇用率の2.3%には達しておらず、全国平均も下回っており、障害のある方の一般就労の機会の拡大が求められています。

図2 県内の雇用障害者数・障害者雇用率

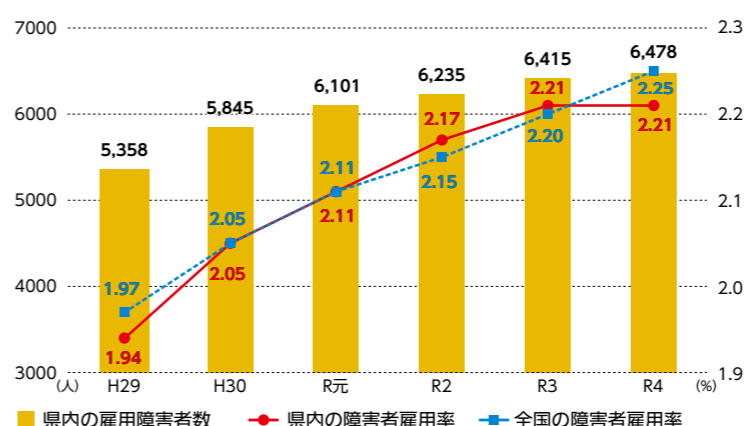


図3 ソーシャルファームモデル事業の仕組み

